

(本約款の適用)

第1条

- 当館の締結する宿泊契約およびここに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は習慣によるものとします。
- 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引き受けの拒絶)

第2条

当館は、次の場合には、宿泊のお引き受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- 満室の(員)により客室に余裕がないとき。
- 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- 大阪府旅館業法施行条例第4条(昭和24年3月31日府条例第21号)にかかげる事由に該当するとき。
 - でい酔又は言動が著しく異常であって、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき
 - 身体衣服が著しく不潔で他の宿泊者に不快の感を抱かせるおそれがあると認められるとき。

(氏名等の明告)

第3条

当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申し込み」という。)をお引き受けした場合には期限を定めて、その宿泊予約の申し込み者に対して法の事項の明告を求めることがあります。

- 宿泊者の氏名、性別、国籍、職業及び住所。
- その他当館が必要と認めた事項。

(予約金)

第4条

- 当館は、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条

- 当館は、宿泊予約の申し込み者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表(違約金申し受け規定)により、違約金を申し受けます。ただし、団体客(ペイニングメンバー15名以上ものをいう。以下同じ。)の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当館が宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊予約人数の10%にあたる人数(端数が出た場合には切りあげる。)については、この限りではありません。
- 当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申し込み者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したとき、第1項の違約金はいただきません。

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	100%	50%		
団体	15名~49名まで	100%	100%	80%	30%	20%
	50名以上	100%	100%	80%	50%	20%

第6条

1 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにこれらの事項が明告されないとき。
- 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当館は、事項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条

宿泊者は、宿泊当日、当館のフロントにおいて次の事項を当館に登録してください。

- 第3条第1号の事項
- 外国人にあたっては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日。
- 出発日および時刻
- その他当館が必要と認めた事項。

(チェックアウトタイム)

第8条

1 宿泊者が当館の客室をおあけいただく時間(チェックアウトタイム)は、10:00とします。

2 チェックアウト時間を過ぎてのご利用は延長料金を申し受けます。10:00~15:00は1時間につき1000円(税込)、15時以降は当日空室がある場合に限り、宿泊料100%を頂戴いたします。満室の場合は延長をお断りいたします。

(営業時間等)

第9条

当館の施設の営業時間は、次のとおりです。

- レストラン「シーズン」(1階)
午前7時から午後9時まで
- 和食堂「花綴」(1階)
午前11時30分から午後3時まで 午後5時から午後9時まで
本条の営業時間は随時変更することがあります。

(料金の支払い)

第10条

1 料金の支払いは、当館が請求したとき当館のフロント会計において行っていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第11条

宿泊は、当館内において、当館が定めて当会館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条

当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、つぎの場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- 第2条第3号から第7号まで該当することとなったとき。
- 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第13条

1 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントにおいての宿泊の登録を行った時または客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供がなくなったときは、天災その他の理由により困難な場所を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。